

4 総量規制基準

水質の総量規制に係る総量規制基準は、県知事が一定規模（平均排水量 50 m³/日）以上の指定地域内事業場から排出される特定排出水の汚濁負荷量について定める許容限度であり、指定水域（瀬戸内海）に係る汚濁負荷量を削減する主要な方途である。

(1) 総量規制基準

総量規制基準は、次に掲げる算式により定められる。

$$L \text{ (kg/日)} = C \text{ (mg/L)} \times Q \text{ (m}^3\text{/日)} \times 10^{-3}$$

L 排出が許容される汚濁負荷量

C 知事が定める一定の指定項目（COD、窒素含有量及びりん含有量）の値

Q 特定排水（排水水のうち、特定事業場において事業活動その他の人の活動に使用された水であって、専ら冷却用、減圧用その他の用途でその用途に供することにより汚濁負荷量が増加しないものに供された水以外のものをいう。以下同じ。）の量

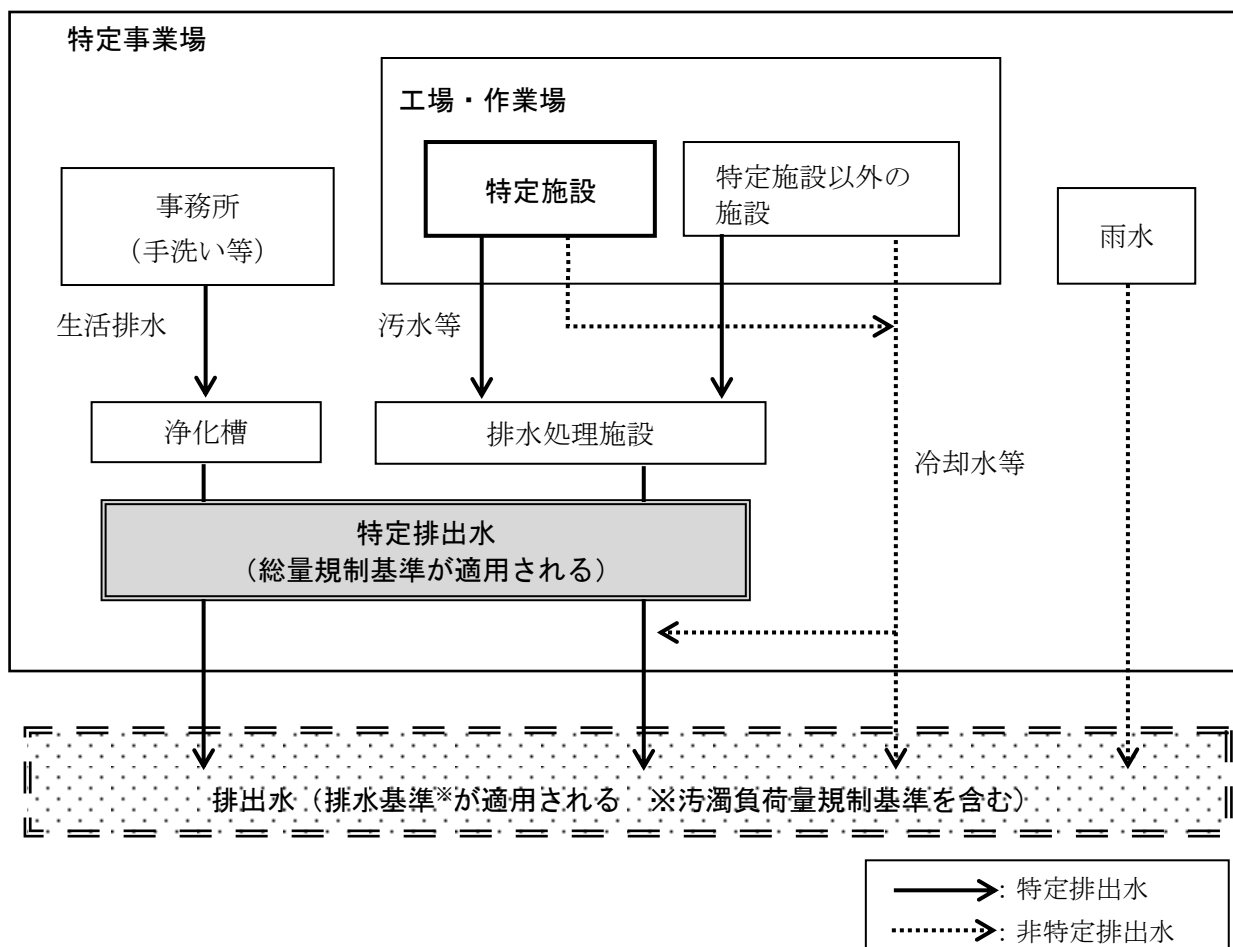
指定項目の値（C 値）は、総量規制基準を定める岡山県告示の別表で「業種その他の区分」ごとに定められた値である。

総量規制基準を定める岡山県告示

化学的酸素要求量に係る総量規制基準（平成 19 年 6 月 26 日 岡山県告示第 358 号）

窒素含有量に係る総量規制基準（平成 19 年 6 月 26 日 岡山県告示第 359 号）

りん含有量に係る総量規制基準（平成 19 年 6 月 26 日 岡山県告示第 360 号）



(2) 汚濁負荷量の測定方法

環境大臣の定める汚濁負荷量の測定方法

化学的酸素要求量に係る汚濁負荷量の測定方法（昭和 54 年環境庁告示 20 号）

窒素含有量に係る汚濁負荷量の測定方法（平成 13 年環境省告示第 77 号）

りん含有量に係る汚濁負荷量の測定方法（平成 13 年環境省告示第 78 号）

ア 化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量の測定方法

	特定排水水		排水水及び特定排水水 以外の排水水から特定 排水水の汚濁負荷量を 算出する場合
	事業場の日平均排水量		
	400m³以上	400m³未満 50m³以上	
(1) 水質自動計測器 (自動的に採取)	○	○	○
(2) コンポジットサンプラー 及び指定計測法	(1) の計測法によりがたい と認められる場合	○	(1) の計測法によりがたい と認められる場合
(3) 指定計測法 ((2) の方法を 除く) (1 日 3 回以上採取分析)	(1) 又は (2) の計測法が困難 な場合で知事が定める場合	○	(1) 又は (2) の計測法が 困難な場合で知事が定め る場合
(4) 簡易な水質計測器 ((1) の 方法を除く) (1 日 3 回以上採取分析)	(1) 又は (2) の計測法が困難 な場合で知事が定める場合	○	(1) 又は (2) の計測法が 困難な場合で知事が定め る場合

イ 水量の測定方法

	特定排水水		用水量からの換算		排水水及び特定排水水 以外の排水水から特定 排水水の汚濁負荷量を 算出する場合
	事業場の日平均排水量		事業場の日平均排水量		
	400 m ³ 以上	400 m ³ 未満 50 m ³ 以上	400 m ³ 以上	400 m ³ 未満 50 m ³ 以上	
(1) 流量計又は流速計 (水量自動積算計測記録)	○	○	○	○	○
(2) 積算体積計 (自動計測記録)	○	○	○	○	○
(3) JIS K0094 の8等 ((1) 及び (2) の方法を除く)	知 事 が 定 め る 場 合	○	—	○	知事が定める場合

知事が定める場合

昭和 54 年環境庁告示第 20 号による知事が定める計測方法（昭和 55 年岡山県告示第 560 号）

平成 13 年環境省告示第 77 号による知事が定める計測方法（平成 14 年岡山県告示第 493 号）

平成 13 年環境省告示第 78 号による知事が定める計測方法（平成 14 年岡山県告示第 494 号）

指定計測法

排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法

(昭和 49 年環境庁告示第 64 号)

化学的酸素要求量	第 30 号に掲げる方法
窒素含有量	第 40 号に掲げる方法
りん含有量	第 41 号に掲げる方法

(3) 測定頻度

	事業場の日平均排水量			
	400m ³ 以上	200m ³ 以上400m ³ 未満	100m ³ 以上200m ³ 未満	50m ³ 以上100m ³ 未満
測定頻度	毎日測定	1 日測定／7 日	1 日測定／14 日	1 日測定／30 日

知事が定める排水の期間による測定頻度の緩和

水質汚濁防止法施行規則第 9 条の 2 第 1 項第 2 号ただし書に規定する知事が定める排水の期間（平成 14 年岡山県告示第 495 号）

化学的酸素要求量に係る総量規制基準（平成 19 年 6 月 26 日 岡山県告示第 358 号）別表

（平成 21 年告示第 54 号・平成 24 年告示第 157 号・平成 24 年告示第 379 の 2 号 一部改正）

$$L_c = (C_{c0} \cdot Q_{c0} + C_{ci} \cdot Q_{ci} + C_{cj} \cdot Q_{cj}) \times 10^{-3}$$

L_c : 排出が許容される汚濁負荷量 (kg/日)

C_{c0} : 別表 2 の(1)欄に掲げる化学的酸素要求量 (mg/l)

Q_{c0} : Q_{cj} 及び Q_{ci} を除く特定排出水の量 (m³/日)

C_{ci} : 別表 2 の(2)欄に掲げる化学的酸素要求量 (mg/l)

Q_{ci} : 別表 1 の(2)欄に掲げる期間に増加する特定排出水の量 (m³/日) (Q_{ci} を除く)

C_{cj} : 別表 2 の(3)欄に掲げる化学的酸素要求量 (mg/l)

Q_{cj} : 別表 1 の(3)欄に掲げる期間に増加する特定排出水の量 (m³/日)

○特定排出水：排出水のうち、特定事業場において事業活動その他の活動に使用された水であって、専ら冷却用、減圧用その他の用途に供することにより汚濁負荷量が増加しないものに供された水以外の排出水。

別表 1

式	対 象 事 業 場	(1)	(2)	(3)
1, 2	下記以外の水質汚濁防止法施行令別表第 1 に掲げる特定施設	～S55. 6. 30	S55. 7. 1～H3. 6. 30	H3. 7. 1～
3, 4	昭和56年改正政令による事業場 (18-2～3, 21-2～4, 23-2, 51-2～3, 63-2, 70-2, 71-4-イ)	～S57. 6. 30	S57. 7. 1～H3. 6. 30	H3. 7. 1～
5, 6	昭和57年改正政令による事業場 (69-3)	～S57. 12. 31	S58. 1. 1～H3. 6. 30	H3. 7. 1～
7, 8	湖沼法第14条の規定によるみなし指定地域特定施設	～S61. 6. 22	S61. 6. 23～H3. 6. 30	H3. 7. 1～
9, 10	昭和63年改正政令による事業場 (66-4～8)	～S63. 9. 30	S63. 10. 1～H3. 6. 30	H3. 7. 1～
11, 12	指定地域特定施設 (児島湖流域を除く)	～ H3. 3. 31	H3. 4. 1～H3. 6. 30	H3. 7. 1～
13, 14	平成 3 年改正政令による事業場 (71-5～6のうちトリクロエチレン, テトラクロエチレン)	～ H3. 9. 30	—	H3. 10. 1～
15, 16	平成10年改正政令による事業場 (71-4-ロ)	～H10. 6. 16	—	H10. 6. 17～
17, 18	平成11年改正政令による事業場 (71-5～6のうちジクロメタン)	～H12. 2. 29	—	H12. 3. 1～
19, 20	平成12年廃掃法改正政令による事業場 (71-4-ロのうちPCB汚染物又はPCB処理物の分解施設)	～H12. 9. 30	—	H12. 10. 1～
21, 22	平成13年改正政令による事業場 (63-3)	～H13. 6. 30	—	H13. 7. 1～
23, 24	平成24年改正政令による事業場 (38-2, 66-2)	～H24. 5. 24	—	H24. 5. 25～

別表 2

整理 番号	業 種 そ の 他 の 区 分		化学的酸素要求量 C O D [mg/L]			備 考
			(1)	(2)	(3)	
2	畜産農業		100	75	65	
3	天然ガス鉱業		60	60	60	
4	非金属鉱業		20	20	20	
5	部分肉・冷凍肉製造業又は肉加工品製造業		70	40	30	
6	乳製品製造業	日平均排水量400m ³ 以上の事業場の場合に限る。	30	30	30	
		日平均排水量400m ³ 未満の事業場の場合に限る。	45	35	35	
7	畜産食料品製造業（前2項に掲げるものを除く。）		80	45	35	
8	水産缶詰・瓶詰製造業		60	45	35	
9	寒天製造業		100	80	80	
10	魚肉ハム・ソーセージ製造業		55	40	40	
11	水産練製品製造業（前項に掲げるものを除く。）		70	45	35	
12	冷凍水産物製造業		60	45	35	
13	冷凍水産食品製造業		70	55	45	
14	水産食料品製造業（整理番号8の項から前項までに掲げるものを除き、魚介類 塩干・塩蔵品製造業を含む。）		75	55	45	
15	野菜缶詰・果実缶詰・農 産保存食料品製造業	日平均排水量400m ³ 以上の事業場の場合に限る。	60	40	40	
		日平均排水量400m ³ 未満の事業場の場合に限る。	95	55	55	
16	野菜漬物製造業		75	50	45	
17	味噌製造業		95	70	60	
18	しょう油・食用アミノ酸製造業		95	80	75	
19	うま味調味料製造業		60	35	35	
20	ソース製造業		65	50	45	
21	食酢製造業		70	40	30	
22	砂糖精製業		55	50	35	
23	ぶどう糖・水あめ・異性化糖製造業		80	50	30	
24	小麦粉製造業		40	40	40	
25	パン製造業		70	40	40	
26	生菓子製造業		50	45	35	
27	ビスケット類・干菓子製造業		50	45	35	

整理 番号	業 種 そ の 他 の 区 分		化学的酸素要求量 C O D [mg/L]			備 考
			(1)	(2)	(3)	
28	米菓製造業		60	60	55	
29	パン・菓子製造業（整理番号25の項から前項までに掲げるものを除く。）		70	55	45	
30	植物油脂製造業	日平均排水量2,000m ³ 以上の事業場の場合に限る。	60	40	30	
		日平均排水量2,000m ³ 未満の事業場の場合に限る。	70	40	30	
31	動物油脂製造業	日平均排水量2,000m ³ 以上の事業場の場合に限る。	60	40	30	
		日平均排水量2,000m ³ 未満の事業場の場合に限る。	70	45	35	
32	食用油脂加工業	日平均排水量2,000m ³ 以上の事業場の場合に限る。	55	40	30	
		日平均排水量2,000m ³ 未満の事業場の場合に限る。	55	50	40	
33	ふくらし粉・イースト・その他の酵母剤製造業		120	110	100	
34	穀類でんぷん製造業		60	55	45	
35	麺類製造業		75	55	50	
37	豆腐・油揚げ製造業		75	50	40	
38	あん類製造業		100	70	60	
39	冷凍調理食品製造業		50	45	35	
40	そう(惣)菜製造業のうち煮豆の製造に係るもの		60	55	45	
41	清涼飲料製造業	日平均排水量400m ³ 以上の事業場の場合に限る。	30	30	20	
		日平均排水量400m ³ 未満の事業場の場合に限る。	60	50	40	
42	果実酒製造業		30	30	30	
43	ビール製造業		30	30	30	
44	清酒製造業		70	50	45	
45	蒸留酒・混成酒製造業		60	40	40	
46	インスタントコーヒー製造業		25	20	20	
47	配合飼料製造業		65	40	35	
48	単体飼料製造業		85	45	45	
49	有機質肥料製造業		65	40	35	
50	たばこ製造業		30	20	20	
51	生糸製造業（副蚕糸精練業を含む。）		50	40	30	
55	繊維工業（整理番号51の項に掲げるもの及び衣服その他の繊維製品に係るものを除く。以下同じ。）で整毛工程に係るもの		90	90	80	

整理 番号	業 種 そ の 他 の 区 分		化学的酸素要求量 C O D [mg/L]			備 考
			(1)	(2)	(3)	
57	繊維工業で麻製織工程に係るもの		100	95	95	
58	繊維工業で毛織物機械染色整理工程（のり抜き、精練漂白、シルケット加工その他の染色整理工程に付帯して行われる加工処理工程を含む。）に係るもの		60	60	6	
59	繊維工業で織物機械染色整理工程（のり抜き、精練漂白、シルケット加工その他の染色整理工程に付帯して行われる加工処理工程を含む。）に係るもの（前項に掲げるものを除く。）		120	100	100	
60	繊維工業で織物手加工染色整理工程（のり抜き、精練漂白、シルケット加工その他の染色整理工程に付帯して行われる加工処理工程を含む。）に係るもの		100	95	95	
61	繊維工業で綿状繊維・糸染色整理工程（のり抜き、精練漂白、シルケット加工その他の染色整理工程に付帯して行われる加工処理工程を含む。）に係るもの	日平均排水量5,000m³以上の事業場の場合に限る。	60	50	50	
		日平均排水量5,000m³未満の事業場の場合に限る。	100	80	65	
62	繊維工業でニット・レース染色整理工程（のり抜き、精練漂白、シルケット加工その他の染色整理工程に付帯して行われる加工処理工程を含む。）に係るもの		60	50	50	
63	繊維工業で繊維雑品染色整理工程（のり抜き、精練漂白、シルケット加工その他の染色整理工程に付帯して行われる加工処理工程を含む。）に係るもの		120	120	110	
64	繊維工業で不織布製造工程に係るもの		75	70	60	
65	繊維工業でフェルト製造工程に係るもの		50	50	50	
66	繊維工業で上塗りした織物及び防水した織物製造工程に係るもの		40	40	40	
67	繊維工業で繊維製衛生材料製造工程に係るもの		40	40	40	
68	繊維工業（整理番号55の項から前項までに掲げるものを除く。）	日平均排水量400m³以上の事業場の場合に限る。	40	30	30	
		日平均排水量400m³未満の事業場の場合に限る。	100	40	40	
69	一般製材業又は木材チップ製造業		70	65	65	
71	合板製造業（集成材製造業を含む。）又はパーティクルボード製造業		70	55	55	接着機洗浄水を循環するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、30、30、20とする。
75	木材薬品処理業		20	20	20	
76	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で溶解パルプ製造工程に係るもの		80	80	60	
77	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でサルファイトパルプ製造工程に係るもの		70	70	60	
78	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグラントパルプ製造工程、リフアイナーグラントパルプ製造工程又はサーモメカニカルパルプ製造工程に係るもの		60	55	55	

整理 番号	業 種 そ の 他 の 区 分	化学的酸素要求量 C O D [mg/L]			備 考
		(1)	(2)	(3)	
79	パルプ製造業，洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしケミグランドパルプ製造工程又は未さらしセミケミカルパルプ製造工程に係るもの（次項に掲げるものを除く。）	150	150	130	
80	パルプ製造業，洋紙製造業又は板紙製造業でさらしケミグランドパルプ製造工程（前工程の未さらしケミグランドパルプ製造工程を含む。）又はさらしセミケミカルパルプ製造工程（前工程の未さらしセミケミカルパルプ製造工程を含む。）に係るもの	85	80	80	
81	パルプ製造業，洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしクラフトパルプ製造工程に係るもの（次項に掲げるものを除く。）	60	60	50	
82	パルプ製造業，洋紙製造業又は板紙製造業でさらしクラフトパルプ製造工程（前工程の未さらしクラフトパルプ製造工程を含む。）に係るもの	80	80	70	
83	パルプ製造業，洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料とするパルプ製造工程に係るもの（次項に掲げるものを除く。）	70	60	50	
84	パルプ製造業，洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料とし脱インキ又は漂白を行うパルプ製造工程（前工程の離解工程を含む。）に係るもの	110	105	95	
85	パルプ製造業，洋紙製造業又は板紙製造業で木材又は古紙以外のものを原料とするパルプ製造工程に係るもの	120	120	70	
86	パルプ製造業，洋紙製造業又は板紙製造業でグランドパルプ，リファイナードグランドパルプ又はサーモメカニカルパルプを主原料とする洋紙製造工程（前工程のグランドパルプ，リファイナードグランドパルプ又はサーモメカニカルパルプ製造工程を有するものに限る。）に係るもの	60	50	50	
87	パルプ製造業，洋紙製造業又は板紙製造業で洋紙製造工程に係るもの（前項に掲げるものを除く。）	30	30	30	
88	パルプ製造業，洋紙製造業又は板紙製造業で板紙製造工程に係るもの	60	45	45	
89	機械すき和紙製造業	70	60	60	
90	手すき和紙製造業	90	90	80	
91	塗工紙製造業	20	20	20	
92	段ボール製造業	40	40	40	
93	重包装紙袋製造業	75	70	70	
94	セロファン製造業	40	40	40	
95	乾式法による繊維板製造業	50	45	45	
96	繊維板製造業（前項に掲げるものを除く。）	100	90	70	

整理 番号	業 種 そ の 他 の 区 分		化学的酸素要求量 COD [mg/L]			備 考
			(1)	(2)	(3)	
97	パルプ製造業，紙製造業又は紙加工品製造業（整理番号76の項から前項までに掲げるものを除く。）		40	30	30	
100	印刷業（新聞その他の出版物を印刷するものを含む。）		50	50	50	
101	製版業		50	50	50	
102	窒素質・りん酸質肥料製造業	日平均排水量10,000m³以上の事業場の場合に限る。	30	30	30	
		日平均排水量10,000m³未満の事業場の場合に限る。	35	30	30	
103	複合肥料製造業		35	30	30	
104	化学肥料製造業（前2項に掲げるものを除く。）		40	30	30	
105	ソーダ工業		20	20	20	
106	電炉工業		20	20	20	
107	無機顔料製造業		20	20	20	黄鉛製造工程を有するものにあつては，第3欄の値は，それぞれ同欄の順序に従い，60，60，50とする。
108	無機化学工業製品製造業（105の項から前項までに掲げるものを除く。）	日平均排水量10,000m³以上の事業場の場合に限る。	20	20	20	(1) 硫化鉄鉱を原料とする酸化鉄（顔料を除く。）製造工程にあつては，第3欄の値は，それぞれ同欄の順序に従い，80，70，60とする。
		日平均排水量10,000m³未満の事業場の場合に限る。	40	35	35	(2) 希硫酸による二酸化硫黄の洗浄工程を有する硫酸製造工程にあつては，第3欄の値は，それぞれ同欄の順序に従い，50，50，50とする。
109	石油化学系基礎製品製造業で脂肪族系中間物製造工程に係るもの		65	60	60	(1) 青酸誘導品含有排水を排出する工程にあつては，第3欄の値は，それぞれ同欄の順序に従い，210，210，210とする。 (2) 塩素化合物触媒を用いたアセトン又はアセトアルデヒドの製造工程にあつては，第3欄の値は，それぞれ同欄の順序に従い，100，90，90とする。 (3) エピクロルヒドリン製造工程にあつては，第3欄の値は，それぞれ同欄の順序に従い，150，150，150とする。
110	石油化学系基礎製品製造業で環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程に係るもの		55	50	50	合成染料又は合成染料中間物の製造工程にあつては，第3欄の値は，それぞれ同欄の順序に従い，190，190，190とする。
111	石油化学系基礎製品製造業でプラスチック製造工程に係るもの		30	30	30	メチルメタクリレート樹脂又はアクリロニトリル・ブタジエン・スチレン共重合樹脂の製造工程にあつては，第3欄の値は，それぞれ同欄の順序に従い，70，70，70とする。 ※備考削除（第5次(2)のみ）

整理 番号	業 種 そ の 他 の 区 分	化学的酸素要求量 COD [mg/L]			備 考
		(1)	(2)	(3)	
112	石油化学系基礎製品製造業で合成ゴム製造工程に係るもの	40	40	40	(1)乳化重合法による合成ゴム製造工程にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、70, 70, 70とする。 (2)クロロプレンゴム製造工程にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、140, 140, 140とする。
113	石油化学系基礎製品製造業で有機化学工業製品製造工程（脂肪族系中間物製造工程、環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程、プラスチック製造工程及び合成ゴム製造工程を除く。）に係るもの	55	50	50	(1)有機ゴム薬品製造工程にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、280, 280, 280とする。 (2)有機農薬原体製造工程にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、180, 180, 160とする。
114	石油化学系基礎製品製造業（整理番号109の項から前項までに掲げるものを除く。）	75	60	60	
115	脂肪族系中間物製造業	60	60	60	(1)青酸誘導品含有排水を排出する工程にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、210, 210, 210とする。 (2)塩素化合物触媒を用いたアセトン又はアセトアルデヒドの製造工程にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、100, 100, 100とする。 (3)エピクロルヒドリン製造工程にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、150, 140, 140とする。
116	メタン誘導品製造業	30	30	20	
117	発酵工業	120	120	120	
118	コールタール製品製造業	140	140	140	
119	環式中間物・合成染料・有機顔料製造業	55	55	50	合成染料又は合成染料中間物の製造工程にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、275, 190, 190とする。
120	プラスチック製造業	30	30	30	(1)メチルメタクリレート樹脂又はアクリロニトリル・ブタジエン・スチレン共重合樹脂の製造工程にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、70, 60, 60とする。 (2)硝酸セルロース又は酢酸セルロースの製造工程にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、60, 60, 50とする。
121	合成ゴム製造業	40	40	40	(1)乳化重合法による合成ゴム製造工程にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、70, 70, 70とする。 (2)クロロプレンゴム製造工程にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、140, 140, 140とする。

整理 番号	業 種 そ の 他 の 区 分		化学的酸素要求量 C O D [mg/L]			備 考
			(1)	(2)	(3)	
122	有機化学工業製品製造業（整理番号109の項から前項までに掲げるものを除く。）		65	50	50	(1) 有機ゴム薬品製造工程にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、320, 280, 280とする。 (2) 有機農薬原体製造工程にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、235, 180, 160とする。
123	レーヨン・アセテート製造業のうちレーヨンの製造に係るもの		50	40	40	
124	レーヨン・アセテート製造業のうちアセテートの製造に係るもの		30	30	30	
125	合成繊維製造業	ビニロン製造工程に係るもの	30	30	30	アクリル系繊維製造工程にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、60, 50, 50とする。
		その他ポリエステル等製造工程に係るもの	40	30	30	
126	脂肪酸・硬化油・グリセリン製造業		40	40	40	
127	石けん・合成洗剤製造業		20	15	15	
128	界面活性剤製造業（前項に掲げるものを除く。）		40	40	40	
129	塗料製造業		40	40	40	
130	印刷インキ製造業		40	40	30	
131	医薬品原薬・製剤製造業		85	70	70	
132	医薬品製剤製造業		30	30	30	
133	生物学的製剤製造業		30	30	30	
134	生薬・漢方製剤製造業		20	20	20	
135	動物用医薬品製造業		60	60	50	
136	火薬類製造業		20	20	20	硝酸エステル又はニトロ化合物の製造工程にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、60, 60, 50とする。
137	農薬製造業		30	30	20	
138	合成香料製造業		160	120	120	
139	香料製造業（前項に掲げるものを除く。）		30	30	20	
140	化粧品・歯磨・その他の化粧用調整品製造業		30	30	20	
142	ゼラチン・接着剤製造業（にかわ製造業を含む。）		20	20	20	
143	写真感光材料製造業		15	15	15	
144	天然樹脂製品・木材化学製品製造業		50	40	40	
145	イオン交換樹脂製造業		180	170	130	
146	化学工業（整理番号102の項から前項までに掲げるものを除く。）		70	60	55	

整理 番号	業 種 そ の 他 の 区 分	化学的酸素要求量 C O D [mg/L]			備 考
		(1)	(2)	(3)	
147	石油精製業	30	20	20	潤滑油製造工程を有するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、40, 30, 30とする。
148	潤滑油製造業（前項に掲げるものを除く。）	35	30	30	硫酸洗浄工程を有するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、40, 40, 40とする。
149	コークス製造業	180	180	120	
150	石油コークス製造業	80	70	50	
151	自動車タイヤ・チューブ製造業	20	10	10	
152	ゴム製品製造業でラテックス成型型洗浄工程に係るもの	70	50	50	
153	ゴム製品製造業（前2項に掲げるものを除く。）	30	20	20	
154	なめしかわ製造業	100	100	100	
155	毛皮製造業	60	60	60	
156	板ガラス製造業	20	20	20	
157	板ガラス加工業	20	20	20	
158	ガラス製加工素材製造業	20	20	20	
159	ガラス容器製造業	20	20	20	
160	理化学用・医療用ガラス器具製造業	20	20	20	
161	卓上用・ちゅう房用ガラス器具製造業	20	20	20	
162	ガラス繊維（長繊維に限る。）・同製品製造業	55	50	50	
163	ガラス繊維・同製品製造業（前項に掲げるものを除く。）	30	30	30	
164	ガラス・同製品製造業（整理番号156の項から前項までに掲げるものを除く。）	30	20	20	
165	生コンクリート製造業	30	20	20	
166	コンクリート製品製造業	30	20	20	
167	セメント製品製造業（前2項に掲げるものを除く。）	30	20	20	
168	黒鉛電極製造業	30	20	20	
169	碎石製造業	30	20	20	
170	鉱物・土石粉碎等処理業	30	20	20	
172	うわ薬製造業	30	20	20	
173	高炉による製鉄業	20	20	20	コークス炉を有するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、50, 40, 40とする。
175	フェロアロイ製造業	20	20	20	

整理 番号	業 種 そ の 他 の 区 分		化学的酸素要求量 C O D [mg/L]			備 考
			(1)	(2)	(3)	
176	高炉によらない製鉄業（前項に掲げるものを除く。）		20	20	20	
178	製鋼・製鋼圧延業（転炉(単独転炉を含む。)又は電気炉(単独電気炉を含む。)によるものに限る。)		20	20	20	
179	熱間圧延業（整理番号182の項及び同183の項に掲げるものを除く。）		20	20	20	
180	冷間圧延業（整理番号182の項及び同183の項に掲げるものを除く。）		20	20	20	
181	冷間ロール成型形鋼製造業		20	20	20	
182	鋼管製造業		20	20	20	
183	伸鉄業		20	10	10	
184	磨棒鋼製造業		20	10	10	
185	引拔鋼管製造業		20	10	10	
186	伸線業		20	10	10	
187	ブリキ製造業		20	20	20	
188	亜鉛鉄板製造業		20	20	20	
189	めっき鋼管製造業		20	20	20	
190	めっき鉄鋼線製造業		20	20	20	
191	表面処理鋼材製造業（整理番号187の項から前項までに掲げるものを除く。）		20	10	10	
192	鍛鋼製造業		20	10	10	
193	鍛工品製造業		15	10	10	
194	鋳鋼製造業		30	20	20	
195	鋇鉄鋳物製造業（次項及び整理番号197の項に掲げるものを除く。）		20	10	10	
196	鋳鉄管製造業		20	10	10	
197	可鍛鋳鉄製造業		20	10	10	
198	鉄粉製造業		15	10	10	
199	鉄鋼業（整理番号173の項から前項までに掲げるものを除く。）		20	10	10	
200	非鉄金属製造業	日平均排水量400m ³ 以上の事業場の場合に限る。	10	10	10	
		日平均排水量400m ³ 未満の事業場の場合に限る。	30	20	10	
201	電気めっき業		80	40	40	
202	金属製品製造業（前項に掲げるものを除く。）		30	20	20	
203	一般機械器具製造業		30	20	20	
204	電子回路製造業		20	20	20	

整理 番号	業 種 そ の 他 の 区 分	化学的酸素要求量 C O D [mg/L]			備 考
		(1)	(2)	(3)	
205	電子部品・デバイス・電子回路製造業（前項に掲げるものを除く。），電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業	30	20	20	
206	輸送用機械器具製造業	30	20	20	
207	精密機械器具製造業	20	20	20	
208	ガス製造工場	30	20	20	
209	下水道業	30	30	20	
210	空瓶卸売業	40	30	30	
211	共同調理場（学校給食法（昭和29年法律第160号）第6条に規定する施設をいう。）	50	30	20	
212	弁当仕出屋又は弁当製造業	70	50	35	
213	飲食店	70	50	30	平成18年2月1日以後に設置されるし尿浄化槽を使用するものにあつては，第3欄の値は，それぞれ同欄の順序に従い，30，30，30とする。
214	宿泊業	70	50	30	平成18年2月1日以後に設置されるし尿浄化槽を使用するものにあつては，第3欄の値は，それぞれ同欄の順序に従い，30，30，30とする。
215	リネンサプライ業	50	40	30	
216	洗濯業（前項に掲げるものを除く。）	80	65	45	
218	写真業（写真現像・焼付業を含む。）	80	60	60	
219	自動車整備業	40	30	30	
220	病院	60	40	30	平成18年2月1日以後に設置されるし尿浄化槽を使用するものにあつては，第3欄の値は，それぞれ同欄の順序に従い，30，30，30とする。
221	し尿浄化槽（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第32条第1項第1号の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が501人以上のものに限る。）	40	40	30	(1) 平成18年2月1日以後に設置されるものにあつては，第3欄の値は，それぞれ同欄の順序に従い，30，30，30とする。 (2) (1)のうち，建築基準法施行令第32条第3項第2号に規定する技術上の基準を満たす構造のし尿浄化槽より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するものにあつては，第3欄の値は，それぞれ同欄の順序に従い，25，25，25とする。
222	し尿浄化槽（建築基準法施行令第32条第1項第1号の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が201人以上500人以下のものに限る。）	80	50	40	平成18年2月1日以降に設置されるものにあつては，第3欄の値は，それぞれ同欄の順序に従い，30，30，30とする。
223	し尿処理業（し尿浄化槽に係るものを除く。）	50	50	30	

整理 番号	業 種 そ の 他 の 区 分		化学的酸素要求量 C O D [mg/L]			備 考
			(1)	(2)	(3)	
224	ごみ処理業		30	30	30	
225	廃油処理業		20	20	20	
226	産業廃棄物処理業（前項に掲げるものを除く。）		30	30	25	
227	死亡獣畜取扱業		50	45	45	
228	と畜場		55	45	45	
229	中央卸売市場		25	25	25	
230	地方卸売市場		25	25	25	
231	試験研究機関（水質汚濁防止法施行規則（昭和46年総理府・通商産業省令第2号）第1条の2各号に掲げるものをいう。）		40	35	30	
232	整理番号2の項から前項までに分類されないもの	(1) 金属鉱業	20	15	15	
		(2) 合成皮革製造業	40	25	25	
		(3) 上水道業	30	15	15	
		(4) 工業用水道業	30	15	15	
		(5) 洗張染物業	100	60	60	
		(6) 自動式車両洗浄施設を設置するもの	30	25	25	
		(7) 生活排水（風呂、手洗い等の雑排水及びし尿浄化槽（整理番号221の項及び同222の項に掲げるものを除く。）からの排水等をいう。）	60	40	30	平成18年2月1日以後に設置されるし尿浄化槽を使用するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、30、30、30とする。
		(8) 前各号に係る業種に該当しないもの				
		日平均排水量400m ³ 以上の事業場の場合に限る。	30	15	15	
		日平均排水量400m ³ 未満の事業場の場合に限る。	100	55	55	

窒素含有量に係る総量規制基準（平成 19 年 6 月 26 日 岡山県告示第 359 号）別表

（平成 21 年告示第 55 号・平成 24 年告示第 158 号・平成 24 年告示第 379 の 3 号・平成 29 年告示第 356 号 一部改正）

$$L_n = (C_{no} \cdot Q_{no} + C_{ni} \cdot Q_{ni}) \times 10^{-3}$$

L_n : 排出が許容される汚濁負荷量 (kg/日)

C_{no} : 別表 2 の(1)欄に掲げる窒素含有量 (mg/l)

Q_{no} : Q_{ni} を除く特定排出水の量 (m³/日)

C_{ni} : 別表 2 の(2)欄に掲げる窒素含有量 (mg/l)

Q_{ni} : 別表 1 の(2)欄に掲げる期間に増加する特定排出水の量 (m³/日)

○特定排出水：排出水のうち、特定事業場において事業活動その他の活動に使用された水であって、専ら冷却用、減圧用その他の用途に供することにより汚濁負荷量が増加しないものに供された水以外の排出水。

別表 1

式	対 象 事 業 場	(1)	(2)
1, 2	下記以外の水質汚濁防止法施行令別表第 1 に掲げる特定施設	～H14. 9. 30	H14. 10. 1～
3, 4	平成24年改正政令による事業場 (63-3)	～H24. 5. 24	H24. 5. 25～

別表 2

整理 番号	業 種 そ の 他 の 区 分	窒素含有量 [mg/L]		備 考
		(1)	(2)	
2	畜産農業	60	60	
3	天然ガス鉱業	60	60	
4	非金属鉱業	25	15	
5	部分肉・冷凍肉製造業又は肉加工品製造業	30	10	
6	乳製品製造業	30	20	
7	畜産食料品製造業（前2項に掲げるものを除く。）	40	30	
8	水産缶詰・瓶詰製造業	20	20	
9	寒天製造業	20	10	
10	魚肉ハム・ソーセージ製造業	20	10	
11	水産練製品製造業（前項に掲げるものを除く。）	45	10	
12	冷凍水産物製造業	45	10	
13	冷凍水産食品製造業	45	10	
14	水産食料品製造業（整理番号8の項から前項までに掲げるものを除き、魚介類塩干・塩蔵品製造業を含む。）	55	30	
15	野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業	30	10	
16	野菜漬物製造業	20	10	
17	味そ製造業	30	25	
18	しょう油・食用アミノ酸製造業	45	30	
19	うま味調味料製造業	20	10	
20	ソース製造業	20	10	
21	食酢製造業	20	10	
22	砂糖精製業	20	10	
23	ぶどう糖・水あめ・異性化糖製造業	40	20	
24	小麦粉製造業	20	10	
25	パン製造業	20	10	
26	生菓子製造業	25	15	
27	ビスケット類・干菓子製造業	20	10	
28	米菓製造業	20	10	
29	パン・菓子製造業（整理番号25の項から前項までに掲げるものを除く。）	20	10	
30	植物油脂製造業	20	15	

整理 番号	業 種 そ の 他 の 区 分	窒素含有量 [mg/L]		備 考
		(1)	(2)	
31	動物油脂製造業	20	10	
32	食用油脂加工業	20	10	
33	ふくらし粉・イースト・その他の酵母剤製造業	20	10	
34	穀類でんぷん製造業	30	20	
35	麺類製造業	20	10	
37	豆腐・油揚げ製造業	35	20	
38	あん類製造業	30	25	
39	冷凍調理食品製造業	30	10	
40	そう(惣)菜製造業のうち煮豆の製造に係るもの	20	15	
41	清涼飲料製造業	20	10	
42	果実酒製造業	20	10	
43	ビール製造業	20	10	
44	清酒製造業	20	10	
45	蒸留酒・混成酒製造業	20	10	
46	インスタントコーヒー製造業	20	10	
47	配合飼料製造業	20	10	
48	単体飼料製造業	30	25	
49	有機質肥料製造業	30	25	
50	たばこ製造業	20	10	
51	生糸製造業（副蚕糸精練業を含む。）	20	10	
55	繊維工業（整理番号51の項に掲げるもの及び衣服その他の繊維製品に係るものを除く。以下同じ。）で整毛工程に係るもの	20	10	
57	繊維工業で麻製繊維工程に係るもの	20	10	
58	繊維工業で毛織物機械染色整理工程（のり抜き、精練漂白、シルケット加工その他の染色整理工程に付帯して行われる加工処理工程を含む。）に係るもの	30	10	
59	繊維工業で織物機械染色整理工程（のり抜き、精練漂白、シルケット加工その他の染色整理工程に付帯して行われる加工処理工程を含む。）に係るもの（前項に掲げるものを除く。）	40	30	綿織物捺染工程にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、100、50とする。
60	繊維工業で織物手加工染色整理工程（のり抜き、精練漂白、シルケット加工その他の染色整理工程に付帯して行われる加工処理工程を含む。）に係るもの	20	10	

整理 番号	業 種 そ の 他 の 区 分	窒素含有量 [mg/L]		備 考
		(1)	(2)	
61	繊維工業で綿状繊維・糸染色整理工程（のり抜き、精練漂白、シルケット加工その他の染色整理工程に付帯して行われる加工処理工程を含む。）に係るもの	20	15	
62	繊維工業でニット・レース染色整理工程（のり抜き、精練漂白、シルケット加工その他の染色整理工程に付帯して行われる加工処理工程を含む。）に係るもの	20	10	
63	繊維工業で繊維雑品染色整理工程（のり抜き、精練漂白、シルケット加工その他の染色整理工程に付帯して行われる加工処理工程を含む。）に係るもの	20	15	
64	繊維工業で不織布製造工程に係るもの	20	10	
65	繊維工業でフェルト製造工程に係るもの	20	10	
66	繊維工業で上塗りした織物及び防水した織物製造工程に係るもの	20	10	
67	繊維工業で繊維製衛生材料製造工程に係るもの	20	10	
68	繊維工業（整理番号55の項から前項までに掲げるものを除く。）	20	10	
69	一般製材業又は木材チップ製造業	20	10	
71	合板製造業（集成材製造業を含む。）又はパーティクルボード製造業	20	10	
75	木材薬品処理業	20	10	
76	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で溶解パルプ製造工程に係るもの	20	10	
77	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でサルファイトパルプ製造工程に係るもの	20	10	
78	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグランドパルプ製造工程、リファイナードグランドパルプ製造工程又はサーモメカニカルパルプ製造工程に係るもの	20	10	
79	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしケミグランドパルプ製造工程又は未さらしセミケミカルパルプ製造工程に係るもの（次項に掲げるものを除く。）	20	10	
80	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさらしケミグランドパルプ製造工程（前工程の未さらしケミグランドパルプ製造工程を含む。）又はさらしセミケミカルパルプ製造工程（前工程の未さらしセミケミカルパルプ製造工程を含む。）に係るもの	20	10	
81	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしクラフトパルプ製造工程に係るもの（次項に掲げるものを除く。）	20	10	
82	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさらしクラフトパルプ製造工程（前工程の未さらしクラフトパルプ製造工程を含む。）に係るもの	20	10	

整理 番号	業 種 そ の 他 の 区 分	窒素含有量 [mg/L]		備 考
		(1)	(2)	
83	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料とするパルプ製造工程に係るもの（次項に掲げるものを除く。）	20	10	
84	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料とし脱インキ又は漂白を行うパルプ製造工程（前工程の離解工程を含む。）に係るもの	20	10	
85	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で木材又は古紙以外のものを原料とするパルプ製造工程に係るもの	20	10	
86	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグランドパルプ、リファイナーグランドパルプ又はサーモメカニカルパルプを主原料とする洋紙製造工程（前工程のグランドパルプ、リファイナーグランドパルプ又はサーモメカニカルパルプ製造工程を有するものに限る。）に係るもの	20	10	
87	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で洋紙製造工程に係るもの（前項に掲げるものを除く。）	20	10	
88	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で板紙製造工程に係るもの	20	10	
89	機械すき和紙製造業	20	10	
90	手すき和紙製造業	20	10	
91	塗工紙製造業	20	10	
92	段ボール製造業	20	10	
93	重包装紙袋製造業	20	10	
94	セロファン製造業	20	10	
95	乾式法による繊維板製造業	20	10	
96	繊維板製造業（前項に掲げるものを除く。）	20	10	
97	パルプ製造業、紙製造業又は紙加工品製造業（整理番号76の項から前項までに掲げるものを除く。）	20	10	
100	印刷業（新聞その他の出版物を印刷するものを含む。）	25	20	
101	製版業	20	10	
102	窒素質・りん酸質肥料製造業	15	10	(1) アンモニア製造工程にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、40, 30とする。 (2) アンモニア誘導品製造工程にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、200, 200とする。 (3) 尿素製造工程にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、1500, 1200とする。
103	複合肥料製造業	20	15	
104	化学肥料製造業（前2項に掲げるものを除く。）	15	10	

整理 番号	業 種 そ の 他 の 区 分	窒素含有量 [mg/L]		備 考
		(1)	(2)	
105	ソーダ工業	15	10	
106	電炉工業	15	10	
107	無機顔料製造業	50	40	
108	無機化学工業製品製造業（前3項までに掲げるものを除く。）	50	40	窒素又はその化合物を含有する原料を使用する工程にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、120、55とする。
109	石油化学系基礎製品製造業で脂肪族系中間物製造工程に係るもの	80	25	窒素又はその化合物を原料として使用するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、240、55とする。
110	石油化学系基礎製品製造業で環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程に係るもの	50	25	窒素又はその化合物を原料として使用するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、150、60とする。
111	石油化学系基礎製品製造業でプラスチック製造工程に係るもの	60	30	
112	石油化学系基礎製品製造業で合成ゴム製造工程に係るもの	80	10	窒素又はその化合物を原料又は乳化助剤として使用するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、160、55とする。
113	石油化学系基礎製品製造業で有機化学工業製品製造工程（脂肪族系中間物製造工程、環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程、プラスチック製造工程及び合成ゴム製造工程を除く。）に係るもの	15	10	窒素又はその化合物を原料として使用するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、20、15とする。
114	石油化学系基礎製品製造業（整理番号109の項から前項までに掲げるものを除く。）	60	20	
115	脂肪族系中間物製造業	25	20	(1) 窒素又はその化合物を原料として使用するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、50、40とする。 (2) 青酸誘導品含有排水を排出する工程にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、500、500とする。
116	メタン誘導品製造業	15	10	
117	発酵工業	15	10	
118	コールタール製品製造業	1000	1000	
119	環式中間物・合成染料・有機顔料製造業	30	10	窒素又はその化合物を原料として使用するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、60、50とする。
120	プラスチック製造業	40	25	窒素又はその化合物を原料又は乳化助剤として使用するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、50、40とする。
121	合成ゴム製造業	40	20	窒素又はその化合物を原料又は乳化助剤として使用するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、50、40とする。

整理 番号	業 種 そ の 他 の 区 分	窒素含有量 [mg/L]		備 考
		(1)	(2)	
122	有機化学工業製品製造業（整理番号109の項から前項までに掲げるものを除く。）	80	30	(1) 窒素又はその化合物を原料として使用するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、85, 35とする。 (2) イソシアヌル酸及びその誘導品製造工程にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、420, 35とする。 (3) メラミン製造工程にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、1500, 1500とする。
123	レーヨン・アセテート製造業のうちレーヨンの製造に係るもの	15	10	
124	レーヨン・アセテート製造業のうちアセテートの製造に係るもの	15	10	
125	合成繊維製造業	30	15	窒素又はその化合物を原料として使用するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、120, 50とする。
126	脂肪酸・硬化油・グリセリン製造業	15	10	
127	石けん・合成洗剤製造業	15	10	
128	界面活性剤製造業（前項に掲げるものを除く。）	15	10	
129	塗料製造業	15	10	
130	印刷インキ製造業	15	10	
131	医薬品原薬・製剤製造業	25	20	
132	医薬品製剤製造業	15	10	
133	生物学的製剤製造業	15	10	
134	生薬・漢方製剤製造業	15	10	
135	動物用医薬品製造業	15	10	
136	火薬類製造業	15	10	
137	農薬製造業	80	20	
138	合成香料製造業	80	20	
139	香料製造業（前項に掲げるものを除く。）	15	10	
140	化粧品・歯磨・その他の化粧用調整品製造業	15	10	
142	ゼラチン・接着剤製造業（にかわ製造業を含む。）	15	10	
143	写真感光材料製造業	15	10	
144	天然樹脂製品・木材化学製品製造業	15	10	
145	イオン交換樹脂製造業	15	10	
146	化学工業（整理番号102の項から前項までに掲げるものを除く。）	60	30	
147	石油精製業	30	20	
148	潤滑油製造業（前項に掲げるものを除く。）	20	10	

整理 番号	業 種 そ の 他 の 区 分	窒素含有量 [mg/L]		備 考
		(1)	(2)	
149	コークス製造業	600	400	
150	石油コークス製造業	20	10	
151	自動車タイヤ・チューブ製造業	20	10	
152	ゴム製品製造業でラテックス成型型洗浄工程に係るもの	20	10	
153	ゴム製品製造業（前2項に掲げるものを除く。）	20	10	
154	なめしかわ製造業	20	10	
155	毛皮製造業	20	10	
156	板ガラス製造業	20	10	
157	板ガラス加工業	20	10	
158	ガラス製加工素材製造業	20	10	
159	ガラス容器製造業	20	10	
160	理化学用・医療用ガラス器具製造業	20	10	
161	卓上用・ちゅう房用ガラス器具製造業	20	10	
162	ガラス繊維（長繊維に限る。）・同製品製造業	20	10	
163	ガラス繊維・同製品製造業（前項に掲げるものを除く。）	20	10	
164	ガラス・同製品製造業（整理番号156の項から前項までに掲げるものを除く。）	20	10	
165	生コンクリート製造業	20	10	
166	コンクリート製品製造業	20	10	
167	セメント製品製造業（前2項に掲げるものを除く。）	20	10	
168	黒鉛電極製造業	20	10	
169	砕石製造業	20	10	
170	鉱物・土石粉碎等処理業	20	10	
172	うわ薬製造業	20	10	
173	高炉による製鉄業	15	10	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、55, 40とする。
175	フェロアロイ製造業	15	10	
176	高炉によらない製鉄業（前項に掲げるものを除く。）	15	10	
178	製鋼・製鋼圧延業（転炉(単独転炉を含む。)又は電気炉(単独電気炉を含む。)によるものに限る。)	15	10	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、55, 40とする。

整理 番号	業 種 そ の 他 の 区 分	窒素含有量 [mg/L]		備 考
		(1)	(2)	
179	熱間圧延業（整理番号182の項及び同183の項に掲げるものを除く。）	15	10	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、55，40とする。
180	冷間圧延業（整理番号182の項及び同183の項に掲げるものを除く。）	15	10	
181	冷間ロール成型形鋼製造業	15	10	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、55，40とする。
182	鋼管製造業	15	10	
183	伸鉄業	15	10	
184	磨棒鋼製造業	15	10	
185	引抜鋼管製造業	15	10	
186	伸線業	15	10	
187	ブリキ製造業	15	10	
188	亜鉛鉄板製造業	15	10	
189	めっき鋼管製造業	15	10	
190	めっき鉄鋼線製造業	15	10	
191	表面処理鋼材製造業（整理番号187の項から前項までに掲げるものを除く。）	15	10	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、55，40とする。
192	鍛鋼製造業	15	10	
193	鍛工品製造業	15	10	
194	鋳鋼製造業	15	10	
195	鋳鉄铸件製造業（次項及び整理番号197の項に掲げるものを除く。）	15	10	
196	鋳鉄管製造業	15	10	
197	可鍛鋳鉄製造業	15	10	
198	鉄粉製造業	15	10	
199	鉄鋼業（整理番号173の項から前項までに掲げるものを除く。）	15	10	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、55，40とする。
200	非鉄金属製造業	20	10	
201	電気めっき業	20	10	窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、60，50とする。
202	金属製品製造業（前項に掲げるものを除く。）	40	20	(1) 溶融めっき工程（窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。）にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、70，65とする。 (2) アルマイト加工工程（窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。）にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、90，90とする。

整理 番号	業 種 そ の 他 の 区 分	窒素含有量 [mg/L]		備 考
		(1)	(2)	
203	一般機械器具製造業	35	20	
204	電子回路製造業	20	10	
205	電子部品・デバイス・電子回路製造業（前項に掲げるものを除く。），電 気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業	30	20	(1) 民生用電気機械器具製造工程（窒素又はその化合物による表面処理 施設を設置するものに限る。）にあっては，第 3 欄の値は，それぞれ 同欄の順序に従い，40，20とする。 (2) 半導体素子製造工程にあっては，第 3 欄の値は，それぞれ同欄の順 序に従い，60，20とする。
206	輸送用機械器具製造業	30	20	
207	精密機械器具製造業	20	10	時計・同部分品製造工程（時計側を除く。）にあっては，第 3 欄の値は， それぞれ同欄の順序に従い，30，10とする。
208	ガス製造工場	20	10	
209	下水道業	25	20	(1) 湖沼水質保全特別措置法（昭和59年法律第61号）第 3 条第 2 項の指 定地域（以下「湖沼法指定地域」という。）において下水を処理する もの（(2)に該当するものを除く。）にあっては，第 3 欄の値は，そ れぞれ同欄の順序に従い，20，10とする。 (2) 湖沼法指定地域において標準活性汚泥法その他これと同程度に下水 中の窒素を除去することができる方法より高度に下水中の窒素を除 去することができる方法により下水を処理するもの（高濃度の窒素を 含有する汚水を多量に受け入れて処理するものを除く。）にあっては， 第 3 欄の値は，それぞれ同欄の順序に従い，10，10とする。 (3) 湖沼法指定地域以外の地域において標準活性汚泥法その他これと同 程度に下水中の窒素を除去することができる方法より高度に下水中 の窒素を除去することができる方法により下水を処理するもの（高濃 度の窒素を含有する汚水を多量に受け入れて処理するものを除く。） にあっては，第 3 欄の値は，それぞれ同欄の順序に従い，15，15とす る。
210	空瓶卸売業	25	15	
211	共同調理場（学校給食法（昭和29年法律第160号）第 6 条に規定する施設 をいう。）	35	30	
212	弁当仕出屋又は弁当製造業	25	15	
213	飲食店	40	30	
214	宿泊業	40	30	
215	リネンサプライ業	25	15	
216	洗濯業（前項に掲げるものを除く。）	35	30	
218	写真業（写真現像・焼付業を含む。）	25	15	

整理 番号	業 種 そ の 他 の 区 分		窒素含有量 [mg/L]		備 考
			(1)	(2)	
219	自動車整備業		25	15	
220	病院		30	20	
221	し尿浄化槽（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第32条第1項第1号の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が501人以上のものに限る。）		40	30	
222	し尿浄化槽（建築基準法施行令第32条第1項第1号の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が201人以上500人以下のものに限る。）		60	40	
223	し尿処理業（し尿浄化槽に係るものを除く。）		20	10	
224	ごみ処理業		25	15	
225	廃油処理業		25	15	
226	産業廃棄物処理業（前項に掲げるものを除く。）		40	20	
227	死亡獣畜取扱業		25	15	
228	と畜場		25	15	
229	中央卸売市場		25	15	
230	地方卸売市場		25	15	
231	試験研究機関（水質汚濁防止法施行規則（昭和46年総理府・通商産業省令第2号）第1条の2各号に掲げるものをいう。）		25	15	
232	整理番号2の項から前項までに分類されないもの	(1) 金属鉱業	10	10	
		(2) 合成皮革製造業	15	10	
		(3) 上水道業	10	10	
		(4) 工業用水道業	10	10	
		(5) 洗張染物業	10	10	
		(6) 自動式車両洗浄施設を設置するもの	10	10	
		(7) 生活排水（風呂、手洗い等の雑排水及びし尿浄化槽（整理番号221の項及び同222の項に掲げるものを除く。）からの排水等をいう。）	60	40	
		(8) 前各号に係る業種該当しないもの	60	20	

りん含有量に係る総量規制基準（平成 19 年 6 月 26 日 岡山県告示第 360 号）別表

（平成 21 年告示第 56 号・平成 24 年告示第 159 号・平成 24 年告示第 379 の 4・平成 29 年告示第 357 号 一部改正）

$$L_p = (C_{po} \cdot Q_{po} + C_{pi} \cdot Q_{pi}) \times 10^{-3}$$

L_p : 排出が許容される汚濁負荷量 (kg/日)

C_{po} : 別表 2 の(1)欄に掲げるりん含有量 (mg/l)

Q_{po} : Q_{pi} を除く特定排出水の量 (m³/日)

C_{pi} : 別表 2 の(2)欄に掲げるりん含有量 (mg/l)

Q_{pi} : 別表 1 の(2)欄に掲げる期間に増加する特定排出水の量 (m³/日)

○特定排出水：排出水のうち、特定事業場において事業活動その他の活動に使用された水であって、専ら冷却用、減圧用その他の用途に供することにより汚濁負荷量が増加しないものに供された水以外の排水。

別表 1

式	対 象 事 業 場	(1)	(2)
1, 2	下記以外の水質汚濁防止法施行令別表第 1 に掲げる特定施設	～H14. 9. 30	H14. 10. 1～
3, 4	平成24年改正政令による事業場 (63-3)	～H24. 5. 24	H24. 5. 25～

別表 2

整理 番号	業 種 そ の 他 の 区 分	りん含有量 [mg/L]		備 考
		(1)	(2)	
2	畜産農業	8	8	
3	天然ガス鉱業	3	2	
4	非金属鉱業	3	2	
5	部分肉・冷凍肉製造業又は肉加工品製造業	15	8	
6	乳製品製造業	10	4	
7	畜産食料品製造業（前2項に掲げるものを除く。）	8	3	
8	水産缶詰・瓶詰製造業	3	1.5	
9	寒天製造業	3	1.5	
10	魚肉ハム・ソーセージ製造業	3	1.5	
11	水産練製品製造業（前項に掲げるものを除く。）	10	5	
12	冷凍水産物製造業	3	1.5	
13	冷凍水産食品製造業	4	1	
14	水産食料品製造業（整理番号8の項から前項までに掲げるものを除き、魚介類塩干・塩蔵品製造業を含む。）	12	7	
15	野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業	10	5	
16	野菜漬物製造業	3	1.5	
17	味そ製造業	4	1.5	
18	しょう油・食用アミノ酸製造業	9	5	
19	うま味調味料製造業	3	1.5	
20	ソース製造業	3	1.5	
21	食酢製造業	3	1.5	
22	砂糖精製業	3	1.5	
23	ぶどう糖・水あめ・異性化糖製造業	7.5	4	
24	小麦粉製造業	3	1.5	
25	パン製造業	7	3	
26	生菓子製造業	6	1	
27	ビスケット類・干菓子製造業	3	1.5	
28	米菓製造業	3	1.5	
29	パン・菓子製造業（整理番号25の項から前項までに掲げるものを除く。）	3	1.5	
30	植物油脂製造業	4	1.5	

整理 番号	業 種 そ の 他 の 区 分	りん含有量 [mg/L]		備 考
		(1)	(2)	
31	動物油脂製造業	2	1	
32	食用油脂加工業	3	1.5	
33	ふくらし粉・イースト・その他の酵母剤製造業	3	1.5	
34	穀類でんぷん製造業	10	8	
35	麺類製造業	3	1.5	
37	豆腐・油揚げ製造業	6	3	
38	あん類製造業	12	8	
39	冷凍調理食品製造業	8	1	
40	そう(惣)菜製造業のうち煮豆の製造に係るもの	4	1.5	
41	清涼飲料製造業	3	1.5	
42	果実酒製造業	3	1.5	
43	ビール製造業	4	1.5	
44	清酒製造業	3	1.5	
45	蒸留酒・混成酒製造業	3	1.5	
46	インスタントコーヒー製造業	3	1.5	
47	配合飼料製造業	2	1	
48	単体飼料製造業	3.5	2	
49	有機質肥料製造業	3	2	
50	たばこ製造業	2	1	
51	生糸製造業（副蚕糸精練業を含む。）	2	1	
55	繊維工業（整理番号51の項に掲げるもの及び衣服その他の繊維製品に係るものを除く。以下同じ。）で整毛工程に係るもの	2	1	
57	繊維工業で麻製繊維工程に係るもの	2	1	
58	繊維工業で毛織物機械染色整理工程（のり抜き、精練漂白、シルケット加工その他の染色整理工程に付帯して行われる加工処理工程を含む。）に係るもの	6.5	3	
59	繊維工業で織物機械染色整理工程（のり抜き、精練漂白、シルケット加工その他の染色整理工程に付帯して行われる加工処理工程を含む。）に係るもの（前項に掲げるものを除く。）	6.5	3	
60	繊維工業で織物手加工染色整理工程（のり抜き、精練漂白、シルケット加工その他の染色整理工程に付帯して行われる加工処理工程を含む。）に係るもの	2	1	

整理 番号	業 種 そ の 他 の 区 分	りん含有量 [mg/L]		備 考
		(1)	(2)	
61	繊維工業で綿状繊維・糸染色整理工程（のり抜き、精練漂白、シルケット加工その他の染色整理工程に付帯して行われる加工処理工程を含む。）に係るもの	5	2	
62	繊維工業でニット・レース染色整理工程（のり抜き、精練漂白、シルケット加工その他の染色整理工程に付帯して行われる加工処理工程を含む。）に係るもの	2	1	
63	繊維工業で繊維雑品染色整理工程（のり抜き、精練漂白、シルケット加工その他の染色整理工程に付帯して行われる加工処理工程を含む。）に係るもの	5	2	
64	繊維工業で不織布製造工程に係るもの	2	1	
65	繊維工業でフェルト製造工程に係るもの	2	1	
66	繊維工業で上塗りした織物及び防水した織物製造工程に係るもの	2	1	
67	繊維工業で繊維製衛生材料製造工程に係るもの	2	1	
68	繊維工業（整理番号55の項から前項までに掲げるものを除く。）	2	1	
69	一般製材業又は木材チップ製造業	2	1	
71	合板製造業（集成材製造業を含む。）又はパーティクルボード製造業	2	1	
75	木材薬品処理業	2	1	
76	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で溶解パルプ製造工程に係るもの	2	1	
77	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でサルファイトパルプ製造工程に係るもの	2	1	
78	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグランドパルプ製造工程、リファイナードグランドパルプ製造工程又はサーモメカニカルパルプ製造工程に係るもの	2	1	
79	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしケミグランドパルプ製造工程又は未さらしセミケミカルパルプ製造工程に係るもの（次項に掲げるものを除く。）	2	1	
80	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさらしケミグランドパルプ製造工程（前工程の未さらしケミグランドパルプ製造工程を含む。）又はさらしセミケミカルパルプ製造工程（前工程の未さらしセミケミカルパルプ製造工程を含む。）に係るもの	2	1	
81	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしクラフトパルプ製造工程に係るもの（次項に掲げるものを除く。）	2	1	
82	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさらしクラフトパルプ製造工程（前工程の未さらしクラフトパルプ製造工程を含む。）に係るもの	2	1	

整理 番号	業 種 そ の 他 の 区 分	りん含有量 [mg/L]		備 考
		(1)	(2)	
83	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料とするパルプ製造工程に係るもの（次項に掲げるものを除く。）	2	1	
84	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料とし脱インキ又は漂白を行うパルプ製造工程（前工程の離解工程を含む。）に係るもの	2	1	
85	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で木材又は古紙以外のものを原料とするパルプ製造工程に係るもの	2	1	
86	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグランドパルプ、リファイナーグランドパルプ又はサーモメカニカルパルプを主原料とする洋紙製造工程（前工程のグランドパルプ、リファイナーグランドパルプ又はサーモメカニカルパルプ製造工程を有するものに限る。）に係るもの	2	1	
87	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で洋紙製造工程に係るもの（前項に掲げるものを除く。）	2	1	
88	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で板紙製造工程に係るもの	2	1	
89	機械すき和紙製造業	2	1	
90	手すき和紙製造業	2	1	
91	塗工紙製造業	2	1	
92	段ボール製造業	2	1	
93	重包装紙袋製造業	2	1	
94	セロファン製造業	2	1	
95	乾式法による繊維板製造業	2	1	
96	繊維板製造業（前項に掲げるものを除く。）	2	1	
97	パルプ製造業、紙製造業又は紙加工品製造業（整理番号76の項から前項までに掲げるものを除く。）	2	1	
100	印刷業（新聞その他の出版物を印刷するものを含む。）	2	1	
101	製版業	2	1	
102	窒素質・りん酸質肥料製造業	2	1	
103	複合肥料製造業	2	1	
104	化学肥料製造業（前2項に掲げるものを除く。）	2	1	
105	ソーダ工業	2	1	
106	電炉工業	2	1	
107	無機顔料製造業	2	1	
108	無機化学工業製品製造業（前3項までに掲げるものを除く。）	4	2.5	

整理 番号	業 種 そ の 他 の 区 分	りん含有量 [mg/L]		備 考
		(1)	(2)	
109	石油化学系基礎製品製造業で脂肪族系中間物製造工程に係るもの	2	1	りん又はその化合物を原料，触媒又は中和剤として使用するものにあつては，第3欄の値は，それぞれ同欄の順序に従い，6.5，4とする。
110	石油化学系基礎製品製造業で環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程に係るもの	2	1	りん又はその化合物を原料，触媒又は中和剤として使用するものにあつては，第3欄の値は，それぞれ同欄の順序に従い，6.5，4とする。
111	石油化学系基礎製品製造業でプラスチック製造工程に係るもの	2	1	
112	石油化学系基礎製品製造業で合成ゴム製造工程に係るもの	2	1	
113	石油化学系基礎製品製造業で有機化学工業製品製造工程（脂肪族系中間物製造工程，環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程，プラスチック製造工程及び合成ゴム製造工程を除く。）に係るもの	2	1	りん又はその化合物を原料，触媒又は中和剤として使用するものにあつては，第3欄の値は，それぞれ同欄の順序に従い，6.5，4とする。
114	石油化学系基礎製品製造業（整理番号109の項から前項までに掲げるものを除く。）	2	1	
115	脂肪族系中間物製造業	2	1	りん又はその化合物を原料，触媒又は中和剤として使用するものにあつては，第3欄の値は，それぞれ同欄の順序に従い，6.5，4とする。
116	メタン誘導品製造業	2	1	
117	発酵工業	2	1	
118	コールタール製品製造業	2	1	
119	環式中間物・合成染料・有機顔料製造業	2	1	りん又はその化合物を原料，触媒又は中和剤として使用するものにあつては，第3欄の値は，それぞれ同欄の順序に従い，6.5，4とする。
120	プラスチック製造業	2	1	
121	合成ゴム製造業	2	1	
122	有機化学工業製品製造業（整理番号109の項から前項までに掲げるものを除く。）	2	1	有機りん系農薬原体製造工程にあつては，第3欄の値は，それぞれ同欄の順序に従い，60，1とする。
123	レーヨン・アセテート製造業のうちレーヨンの製造に係るもの	2	1	
124	レーヨン・アセテート製造業のうちアセテートの製造に係るもの	2	1	
125	合成繊維製造業	2	1	
126	脂肪酸・硬化油・グリセリン製造業	3	2	
127	石けん・合成洗剤製造業	2	1	
128	界面活性剤製造業（前項に掲げるものを除く。）	2	1	
129	塗料製造業	2	1	
130	印刷インキ製造業	2	1	
131	医薬品原薬・製剤製造業	2	1	医薬品原薬製造工程（りん又はその化合物を原料として使用するものに限る。）にあつては，第3欄の値は，それぞれ同欄の順序に従い，4，1とする。

整理 番号	業 種 そ の 他 の 区 分	りん含有量 [mg/L]		備 考
		(1)	(2)	
132	医薬品製剤製造業	2	1	
133	生物学的製剤製造業	2	1	
134	生薬・漢方製剤製造業	2	1	
135	動物用医薬品製造業	2	1	
136	火薬類製造業	2	1	
137	農薬製造業	2	1	
138	合成香料製造業	2	1	
139	香料製造業（前項に掲げるものを除く。）	2	1	
140	化粧品・歯磨・その他の化粧用調整品製造業	2	1	
142	ゼラチン・接着剤製造業（にかわ製造業を含む。）	2	1	
143	写真感光材料製造業	2	1	
144	天然樹脂製品・木材化学製品製造業	2	1	
145	イオン交換樹脂製造業	2	1	
146	化学工業（整理番号102の項から前項までに掲げるものを除く。）	2	1	
147	石油精製業	2	1	
148	潤滑油製造業（前項に掲げるものを除く。）	2	1	
149	コークス製造業	2	1	
150	石油コークス製造業	2	1	
151	自動車タイヤ・チューブ製造業	2	1	
152	ゴム製品製造業でラテックス成型型洗浄工程に係るもの	2	1	
153	ゴム製品製造業（前2項に掲げるものを除く。）	3	1.5	
154	なめしかわ製造業	2	1	
155	毛皮製造業	2	1	
156	板ガラス製造業	2	1	
157	板ガラス加工業	2	1	
158	ガラス製加工素材製造業	2	1	
159	ガラス容器製造業	2	1	
160	理化学用・医療用ガラス器具製造業	2	1	
161	卓上用・ちゅう房用ガラス器具製造業	2	1	
162	ガラス繊維（長繊維に限る。）・同製品製造業	2	1	
163	ガラス繊維・同製品製造業（前項に掲げるものを除く。）	2	1	

整理 番号	業 種 そ の 他 の 区 分	りん含有量 [mg/L]		備 考
		(1)	(2)	
164	ガラス・同製品製造業（整理番号156の項から前項までに掲げるものを除く。）	2	1	
165	生コンクリート製造業	2	1	
166	コンクリート製品製造業	2	1	
167	セメント製品製造業（前2項に掲げるものを除く。）	2	1	
168	黒鉛電極製造業	2	1	
169	碎石製造業	2	1	
170	鉱物・土石粉砕等処理業	2	1	
172	うわ薬製造業	2	1	
173	高炉による製鉄業	2	1	
175	フェロアロイ製造業	2	1	
176	高炉によらない製鉄業（前項に掲げるものを除く。）	2	1	
178	製鋼・製鋼圧延業（転炉(単独転炉を含む。)又は電気炉（単独電気炉を含む。）によるものに限る。）	2	1	
179	熱間圧延業（整理番号182の項及び同183の項に掲げるものを除く。）	2	1	
180	冷間圧延業（整理番号182の項及び同183の項に掲げるものを除く。）	2	1	
181	冷間ロール成型形鋼製造業	2	1	
182	鋼管製造業	2	1	
183	伸鉄業	2	1	
184	磨棒鋼製造業	2	1	
185	引拔鋼管製造業	2	1	
186	伸線業	2	1	
187	ブリキ製造業	2	1	
188	亜鉛鉄板製造業	2	1	
189	めっき鋼管製造業	2	1	
190	めっき鉄鋼線製造業	2	1	
191	表面処理鋼材製造業（整理番号187の項から前項までに掲げるものを除く。）	2	1	
192	鍛鋼製造業	2	1	
193	鍛工品製造業	2	1	
194	鋳鋼製造業	2	1	
195	鋳鉄鋳物製造業（次項及び整理番号197の項に掲げるものを除く。）	2	1	
196	鋳鉄管製造業	2	1	

整理 番号	業 種 そ の 他 の 区 分	りん含有量 [mg/L]		備 考
		(1)	(2)	
197	可鍛鉄製造業	2	1	
198	鉄粉製造業	2	1	
199	鉄鋼業（整理番号173の項から前項までに掲げるものを除く。）	2	1	
200	非鉄金属製造業	2	1	
201	電気めっき業	3	2	りん又はその化合物による表面処理施設を設置するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、6，3とする。
202	金属製品製造業（前項に掲げるものを除く。）	4	2	(1)溶融めっき工程（りん又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。）にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、8，2とする。 (2)アルマイト加工工程（りん又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。）にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、50，2とする。
203	一般機械器具製造業	2	1	
204	電子回路製造業	2	1	
205	電子部品・デバイス・電子回路製造業（前項に掲げるものを除く。），電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業	3	1.5	民生用電気機械器具製造工程（りん又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。）にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、7，3とする。
206	輸送用機械器具製造業	4	2	自動車・同付属品製造工程（りん又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。）にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、6，3とする。
207	精密機械器具製造業	2	1	
208	ガス製造工場	2	1	
209	下水道業	3	2	(1)湖沼水質保全特別措置法（昭和59年法律第61号）第3条第2項の指定地域（以下「湖沼法指定地域」という。）において下水を処理するもの（(2)に概要するものを除く。）にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、2，1とする。 (2)湖沼法指定地域において標準活性汚泥法その他これと同程度に下水中のりんを除去することができる方法より高度に下水中のりんを除去することができる方法により下水を処理するもの（高濃度のりんを含有する汚水を多量に受け入れて処理するものを除く。）にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い1，1とする。 (3)湖沼法指定地域以外の地域において標準活性汚泥法その他これと同程度に下水中のりんを除去することができる方法より高度に下水中のりんを除去することができる方法により下水を処理するもの（高濃度のりんを含有する汚水を多量に受け入れて処理するものを除く。）にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、1.5，1とする。
210	空瓶卸売業	4	2	
211	共同調理場（学校給食法（昭和29年法律第160号）第6条に規定する施設をいう。）	5	3	
212	弁当仕出屋又は弁当製造業	6	3	
213	飲食店	6	3	

整理 番号	業 種 そ の 他 の 区 分		りん含有量 [mg/L]		備 考
			(1)	(2)	
214	宿泊業		5	3	
215	リネンサプライ業		5	1	
216	洗濯業（前項に掲げるものを除く。）		5	1	
218	写真業（写真現像・焼付業を含む。）		4	2	
219	自動車整備業		4	2	
220	病院		5	3	
221	し尿浄化槽（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第32条第1項第1号の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が501人以上のものに限る。）		4	2	第2欄に規定する表又は建築基準法施行令第32条第3項第2号に規定する技術上の基準を満たす構造のし尿浄化槽より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、1、1とする。
222	し尿浄化槽（建築基準法施行令第32条第1項第1号の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が201人以上500人以下のものに限る。）		6	3	第2欄の規定する表又は建築基準法施行令第32条第3項第2号に規定する技術上の基準を満たす構造のし尿浄化槽より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い1、1とする。
223	し尿処理業（し尿浄化槽に係るものを除く。）		2	1	
224	ごみ処理業		4	2	
225	廃油処理業		4	2	
226	産業廃棄物処理業（前項に掲げるものを除く。）		4	1	
227	死亡獣畜取扱業		4	2	
228	と畜場		4	2	
229	中央卸売市場		4	2	
230	地方卸売市場		4	2	
231	試験研究機関（水質汚濁防止法施行規則（昭和46年総理府・通商産業省令第2号）第1条の2各号に掲げるものをいう。）		4	2	
232	整理番号2の項から前項までに分類されないもの	(1) 金属鉱業	1	1	
		(2) 合成皮革製造業	1	1	
		(3) 上水道業	1	1	
		(4) 工業用水道業	1	1	
		(5) 洗張染物業	1	1	
		(6) 自動式車両洗浄施設を設置するもの	1	1	
		(7) 生活排水（風呂、手洗い等の雑排水及びし尿浄化槽（整理番号221の項及び同222の項に掲げるものを除く。）からの排水等をいう。）	6	3	
		(8) 前各号に係る業種に該当しないもの	3	2	